

長野県報

3月14日(木)
平成14年
第1336号

目次

規則

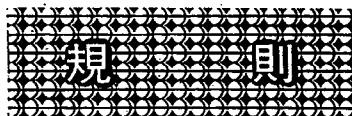
- 長野県報発行規則の一部を改正する規則……………26
- 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則……………27

告示

- 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止…………… 270
- 生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関の指定…………… 271
- 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の所在地の変更…………… 273
- 同和对策技能修得事業実施要綱(昭和46年長野県告示第651号)の一部改正…………… 274
- 認定職業訓練助成事業補助金交付要綱(昭和46年長野県告示第305号)の一部改正…………… 274
- 合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱(平成元年長野県告示第387号)の一部改正…………… 275
- 保安林の指定解除…………… 276
- 道路の区域変更…………… 276
- 道路の供用開始…………… 279
- 廃川敷地等…………… 280
- 昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部改正…………… 281

公告

- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)…………… 199
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出書及び添付書類の縦覧…………… 200
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧…………… 202
- 換地計画に基づく換地処分…………… 203
- 市街地再開発組合の設立認可…………… 204
- 土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(2件)…………… 205



長野県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月14日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第5号

長野県報発行規則の一部を改正する規則

長野県報発行規則（昭和33年長野県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

(5) 訓令

第5条第2項を削る。

第6条第1号中「、訓令又は通知」を「又は訓令」に改める。

第7条第1項第1号中「出先機関」を「現地機関」に改め、同項第4号中「都道府県及びその議会」を「都道府県議会」に改め、同条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第1号の改正規定及び同条第3項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過処理)

- 2 平成14年3月31日までの間に県報に登載する通知の配布については、なお従前の例による。

法規学事課

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月14日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

○長野県人事委員会規則第3号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表のうち「|調査官|」を「|理事官|」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年3月13日から適用する。

人事委員会事務局